

## 第 30 回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 3 月 23 日（月）午後 16 時 00 分から午後 17 時 00 分

2 開催場所 出雲崎町役場 2 階会議室

3 出席委員 農業委員（4 人） 会長 3 番 内藤 仁  
会長職務代理者 2 番 諸橋 清隆  
委員 1 番 岡田 美由紀  
4 番 丸山 百合江

農地利用最適化推進委員（5 人） 田口 正明  
加藤 和一  
丸山 国夫  
田口 貞夫  
服部 隆

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

第 3 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 5 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に関する意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 内藤 良治

事務局係長 田口 賢

7 会議の概要

事務局 ただいまから第 30 回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は全員出席で、総会は成立していますのでこのまま進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議 長 それでは、2 番 諸橋委員、4 番 丸山委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の田口係長を指名いたします。

議 長 諸般の報告は特別ございません。

議 長 それでは議事に入ります。報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第 1 号について説明します。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、1 件の報告がございます。

**【議案書に基づいて内容を説明】**

事 務 局 当該農地は大麥の作付けを行っていたほ場になりますが、耕作条件不利地のため合意解約に至ったとのこと。後任の受け手は決まっておらず、所有者による維持管理がなされる予定です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

2 番 耕作条件不利地とは具体的にどのようなことか。

事 務 局 水はけが悪く、大麥の作付けに適さなかったとのことでした。

議 長 そのほか、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 特にないようですので、以上で報告第 1 号を終わります。

議 長 続きまして、議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 1 号について説明します。  
農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 件の申請がありました。

**【議案書に基づいて内容を説明】**

事務局 申請人及び代理人からの聞き取りや始末書の内容によると、昭和 61 年に申請人とその父親によって住宅が建設されたとのことでした。当時の工事およびその手続きについては父親に一任していたため詳細は不明ですが、農地法の理解が不足しており、必要な許可を受けずに今に至ったとのこと。始末書の内容からは以後このような間違いは二度と無いよう農地法を遵守することの文面もあり、反省の意があることが確認されております。

なお、判断基準から見た当該地番は農用地区域外かつ地域計画区域外であり、第 2 種農地の中の中山間地域に存在する小集団の生産性の低い「その他の農地」と判断できます。

議長 本案件につきましては、担当地区の委員は現地の状況等の補足がありましたら説明をお願いします。

丸山推進員 3 月 12 日（木曜日）に現地確認をし、現地は議事資料の写真のとおりとなっております。事務局からの説明のとおり、始末書の内容からも、申請人の故意によるものではないと判断され、反省と取れる文面の内容も確認しております。この許可の判断につきましては、事後申請ではありますが事情等を考慮の上、審議する必要があると思います。

また、申請地につきましては、農用地区域外かつ地域計画区域外の生産性の低い第 2 種農地のうち、その他の農地と判断でき、転用による周辺農地や住環境への影響はないと思われま。以上です。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第 1 号について許可決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）の声

議長 ご異議がないものと認め、議案第 1 号について許可します。

議長 続きまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局 議案第 2 号について説明します。  
農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 件の申請がありました。  
【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 譲受人は出雲崎町に居宅を構え近隣で耕作を開始するため、譲渡人と話し合いを行った結果、譲受人が取得する運びとなりました。なお、議案第1号でお諮りした住宅に移り住む予定とのことです。

譲受人は農業を営んでおらず、現状の耕作面積は0ですが、令和5年4月以降下限面積要件は撤廃されているため問題ありません。また、農作物の栽培経験はありませんが、農工具一式を有しており、農作業および周辺地域との関係構築にも意欲的で支障無いとのことです。これらのことから、農地法第3条の許可要件について、申請書類及び聞取り等から全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、本案件は判断基準からみて許可相当と思われると思います。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

1番 譲受人の世帯状況等や移住する経緯を確認したい。

事務局 【申請書に記載の譲受人の年齢、職業、世帯構成を説明】  
当議案は移住に伴う農地取得ですが、出雲崎町への移住の経緯については把握しておりません。

議長 そのほか、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議長 ご異議がないものと認め、議案第2号について許可します。

議長 続きまして議案第3号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に関する意見について、事務局より説明願います。

事務局 それでは議案第3号について説明します。

本件は中間管理機構を通して新たに契約を締結するものです。町が促進計画案を作成するにあたり、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされており、町当局から意見聴取の依頼を受けているところです。従いまして、計画案に対して意見等がなければ、「意見なし・適当」の旨を回答することをお諮りするものです。

事務局 【議案書に基づいて内容を説明】

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

2番 稲川地内はほ場整備事業で本換地されたという認識だが、未だに細かく分か  
れている筆があるのか。

事務局 認識のとおりです。本換地情報は既に反映されていますが、ほ場整備事業外  
の農地も一部あります。当該農地の筆は未だに細かく分かれています。

議長 そのほか、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第3号について承認す  
ることにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議長 ご異議がないものと認め、議案第3号について承認します。

議長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。その他の件について、委員か  
らご発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 では、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第30回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和8年3月23日

議長 ⑩

議事録署名委員  
2番 ⑩

議事録署名委員  
4番 ⑩